

申込書記入例

[illegible]

記入・押印もれの際には、お手続きが完了しませんのでご注意ください。

注 申込書の提出がない場合は、現在の加入内容で自動更新となります。申込内容を変更される場合(新規、増額、減額、脱退)は、必ず申込書の提出が必要となります。グループ保険を脱退される場合は、遺族年金特約制度、三疾病特約制度、三疾病特約制度オプションも脱退となります。

2026年新規加入・更新のお知らせ

愛教組連合グループ保険

●年金は特約付こも特約付団本定期保険(生命保険) ●入院保険金、手術保険金および通院保険金のみの支払特約付天災・難費特約付熱中・冷害特約付食中毒・難費特約付入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(365日用)付普通傷害保険(損害保険)

●年金払特約付半年払保険料併用特約新・団体定期保険【生命保険】●年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】
●7大疾病保障特約付、がん・上肢・下肢・新生物保障特約・リビエッパ―ニース特約付集团無癌特定疾病保障定期保険【死亡】【生命保険】
●リビエッパ―ニース特約付集团特定疾病保障定期保険【死亡】【生命保険】●特長精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】

2026年1月1日～2026年12月31日

重要 ～定年引き上げをふまえ、「遺族年金特約制度」の
制度内容を改定いたします！～

今後65歳定年となることをふまえ、組合員に万一（死亡・高度障害）のことがあった場合、「W1コース」「Wコース」に加入することで、65歳までの残年数分、生活維持資金の確保が可能になります！
詳細はP5～6をご確認ください。

制度 **1** 「グループ保険」 P3~P4
 死亡・高度障害、病気入院、ケガによる入院・通院など…充実した保障内容です。

制度
2

制度内容改定あり

「遺族年金特約制度」

P5～P8

長期間にわたり公的遺族年金、公的障害年金を補完し、自身と家族の生活を守ります。

制度 **3** 「就業不能サポート制度」 P9~P10
ケガや病気などで働けない（就業不能）状態が40日を超えて継続した場合、収入の減少を補完します。

制度 4 「三大疾病特約制度」「三大疾病特約制度オプション」 P11~P16

所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態になられたとき、急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の手術を受けられたとき、一時的に必要な資金を準備できます。

また、特約を付加することにより7大疾病およびがん・上皮内新生物を保障します。(三大疾病特約制度)

注意

- ▶ ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。
- ▶ 過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできませんのでご注意ください。

申込内容を変更される場合(新規、増額、減額、脱退)は、必ず申込書の提出が必要となります。
申込書の提出がない場合は、現在の加入内容で自動更新となります。

1.新規・増額加入をされる場合は、1～2ページの「加入資格・告知内容」をご確認ください。

※告知内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

2.本年度退職予定の方は31～32ページの「退職者制度について」をご確認ください。

※退職者制度については2月頃ご案内いたします。
退職者制度加入のためには、今回継続更新が必要となります。

※【契約概要】【注意喚起情報】はP33～P37に記載しています。ご加入前に必ずご確認ください。

申込締切日 2025年10月17日

**責任開始期
(加入日)**

2026年1月1日

愛知教職員組合連合会 （グループ保険
三大疾病特約制度
三大疾病特約制度オプション）

愛知県学校生活協同組合（遺族年金特約制度
就業不能サポート制度）

明治安田生命保険相互会社 中部公法人部 TEL:052-951-9100・9115

平日9：00～17：00（土・日・祝および年末年始を除きます）

愛教組連合グループ保険制度の概要

制 度		保障範囲	保障内容	ページ
1	グループ保険 	死亡 高度障害	万一の場合の 生活復興資金 (400～4,600万円)本人・配偶者は900万円からとなります。	P3～P4 P17～P20 P33～P37
		病 気	入 院 給 付 金 (1日目から365日限度)	
			手 術 給 付 金 (入院を伴う手術に対し)	
		ケガ	入 院 保 険 金 (1日目から365日限度) ※ただし、事故の発生の日からその日を 含めて180日以内に入院をした場合 通 院 保 険 金 (1日目から90日限度) ※ただし、事故の発生の日からその日を 含めて180日以内の通院 手 術 保 険 金 (手術の状況に応じて入院保険金日額の 5・10倍)	
2	遺族年金特約制度 	死亡 高度障害	万一の場合の 生活維持資金 長期間・一定額を年金形式でお支払いします。	P5～P8 P17～P18 P33～P35
3	就業不能サポート 制度 	就業不能	病気・ケガ・所定の精神障害により就業不能状態が40日を超えて継続している場合、41日目から加入コースに応じた給付金をお支払いします。	P9～P10 P21～P24 P33～P35
4-1	三大疾病特約制度 	特定疾病 7大疾病 悪性新生物 (がん)・ 上皮内新生物	特定疾病の治療費として保険金をお支払いします。 特約を付加することにより7大疾病、がん・上皮内新生物を保障します。 主契約200万円 7大疾病保険金100万円 がん・上皮内新生物保険金20万円 ※70歳コースの新規加入の受付は行っておりません。	P11～P14 P25～P27 P33～P35
4-2	三大疾病特約制度 オプション 	特定疾病	特定疾病の治療費として保険金をお支払いします。 一時金200万円 ※三大疾病特約制度オプションへの加入は、三大疾病特約制度70歳コース未加入者かつ三大疾病特約制度75歳コースに加入している方が対象となります。 ※最高継続年齢は保険年齢70歳までとなります。 ※三大疾病特約制度70歳コースを脱退し、三大疾病特約制度オプションに加入することは原則できません。 ※70歳コースご加入の方で保険金額400万円を準備される場合は75歳コースにお申込ください。	P15～P16 P25～P27 P33～P35

※グループ保険は年金払特約付こども特約付団体定期保険と、年金払特約付新・団体定期保険をセットし、さらに損害保険の普通傷害保険および自家共済の病気入院分をセットしたものです。
※これらの制度ではお支払の対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。
※詳細はパンフレット17～20ページをご参照ください。

加入資格一覧

1.グループ保険（生命保険部分）

本 人…愛知教職員組合連合会の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満15歳6 ヲ月を超え、満65歳6 ヲ月までの方(継続の場合は満75歳6 ヲ月までの方)
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満18歳以上、満65歳6 ヲ月までの方(継続の場合は満75歳6 ヲ月までの方)
こども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します)で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満2歳6 ヲ月を超え、満22歳6 ヲ月までの方

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者・こども
【現在の健康状態】
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
本人・配偶者・こども共通
【過去12 ヲ月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去12 ヲ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。
(別表) がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※夫婦ともに教員の場合、こどもの加入については、扶養されている方でご加入ください。

1.グループ保険（損害保険部分）

本 人…グループ保険(生命保険部分)に加入している(今回加入する場合を含みます。)愛知教職員組合連合会の組合員で、2026年1月1日現在満15歳6 ヲ月を超え、満65歳6 ヲ月までの方(継続の場合は満75歳6 ヲ月までの方)
配偶者…本人の配偶者で、2026年1月1日現在満18歳以上、満65歳6 ヲ月までの方(継続の場合は満75歳6 ヲ月までの方)
こども…本人が扶養する子(健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します)で、2026年1月1日現在満2歳6 ヲ月を超え、満22歳6 ヲ月までの方

なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

※愛知教職員組合連合会の組合員およびその配偶者・こども以外の方はご加入いただけませんのでご注意ください。

2.遺族年金特約制度

本 人…グループ保険に加入している愛知県学校生活協同組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満15歳6 ヲ月を超え、満65歳6 ヲ月までの方(継続の場合は満75歳6 ヲ月までの方)
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満18歳以上、満65歳6 ヲ月までの方(継続の場合は満75歳6 ヲ月までの方)

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者
【現在の健康状態】
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
本人・配偶者共通
【過去12 ヲ月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去12 ヲ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。
(別表) がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※グループ保険に加入していない配偶者の遺族年金特約制度だけの申込みはできません。

3.就業不能サポート制度

本 人…グループ保険に加入している愛知県学校生活協同組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満15歳6 ヲ月を超え、満65歳6 ヲ月までの方(継続の場合は満75歳6 ヲ月までの方)

【告知内容】
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
【過去3 ヲ月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去3 ヲ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすめられています。
(注)検査をすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
【過去2 ヲ年以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、給付金をお支払いできない場合があります。

4-1.三大疾病特約制度

※7大疾病保障特約に新たに加える場合は下記告知内容をご確認ください。

※がん・上皮内新生物保障特約を新たに加える場合は、下記告知内容に加え、(がん・上皮内新生物保障特約について) もご確認ください。

本 人…グループ保険に加入している組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満15歳6 ヲ月を超え、満65歳6 ヲ月までの方
配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満18歳以上、満65歳6 ヲ月までの方
※配偶者のみの加入はできません。

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者
【現在の健康状態】
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
本人・配偶者共通
【過去3 ヲ月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去3 ヲ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすめられています。
(注)検査をすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
【過去5年以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。
(がん・上皮内新生物保障特約について)
当特約を新規付加するまたは当特約が付加された主契約保険金を増額する場合は、上記の告知に併せて、以下の【現在までの健康状態】をご確認ください。
【現在までの健康状態】
申込日(告知日)現在までに、悪性新生物(がん・肉腫・悪性リンパ腫・白血病を含みます)または上皮内新生物(上皮内がん)と診断されたことはありません。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、主契約または特約から脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

※過去に7大疾病保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても7大疾病保障特約の再度付加はできません。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※加入日より前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、加入日以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金(7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約が付加されている場合は、その保険金を含む)のお支払いの対象になりません。

4-2.三大疾病特約制度オプション

本 人…グループ保険と三大疾病特約制度75歳コースに加入している組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満15歳6 ヲ月を超え、満65歳6 ヲ月までの方(ただし、退職後の新規加入はできません。)
※三大疾病特約制度70歳コースに加入している方は加入できません。
配偶者…本人の配偶者かつ三大疾病特約制度75歳コースに加入している方で申込書記載の告知内容に該当し、2026年1月1日現在満18歳以上、満65歳6 ヲ月までの方
※配偶者のみの加入はできません。※三大疾病特約制度70歳コースに加入している方は加入できません。

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日(告知日)現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者
【現在の健康状態】
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。
本人・配偶者共通
【過去3 ヲ月以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去3 ヲ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすめられています。
(注)検査をすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
【過去5年以内の健康状態】
申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、腫瘍、ポリープまたは別表記載の病気により、連続して7日以上入院をしたことはありません。

※引受会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできません。

※本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。本人の保険金が支払われ、脱退となった場合にも、配偶者は本人と同様に脱退となります。

※加入日より前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合には、加入日以降に新たに「悪性新生物(がん)」と診断確定されても、特定疾病保険金のお支払いの対象になりません。

①グループ保険

<年金払特約付こども特約付団体定期保険【生命保険】><年金払特約付新・団体定期保険【生命保険】>
<入院保険金、手術保険金および通院保険金のための支払特約付天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(365日用)/付普通傷害保険【損害保険】>

意向確認【ご加入前のご確認】 グループ保険は、以下の保障（補償）の確保を主な目的とする生命保険・損害保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより入院・手術・通院した場合、保険金をお支払いします。

加入 対象 区分	申込 コース	申込掛金		死亡・高度障害	入 院		通 院	手術		
		(月額) 円	病気入院分（※） 1月・7月 (半年払分) 円	死亡・高度障害保険金 (年金原資) (生命保険部分) 万円	入院給付金 病気による 入院給付 (初日～365日まで) 1日につき 円	入院保険金 不慮の事故 による入院補償 ^(注1) (損害保険部分) 1日につき 円	通院保険金 不慮の事故 による通院補償 (初日～90日) (損害保険部分) 円	手術給付金 病気による 入院中の 手術給付 万円	手術保険金 不慮の事故による 手術補償 ^(注2) (状況により) (損害保険部分) (入院外の 手術給付) (入院中の 手術給付) 万円	
本 人	A	11,690	15,720	4,600	10,000	10,000	5,000	5.0	5.0	・ 10.0
	B	10,680	14,934	4,200	9,500	9,500	4,500	4.5	4.75	・ 9.5
	C	9,200	14,148	3,600	9,000	9,000	4,000	4.0	4.5	・ 9.0
	D	7,500	13,362	2,900	8,500	8,500	3,500	3.5	4.25	・ 8.5
	E	5,800	12,576	2,200	8,000	8,000	3,000	3.0	4.0	・ 8.0
	F	4,780	11,790	1,800	7,500	7,500	2,500	2.5	3.75	・ 7.5
	G	3,470	7,860	1,300	5,000	5,000	2,000	2.0	2.5	・ 5.0
	H	2,380	3,930	900	2,500	2,500	1,500	1.0	1.25	・ 2.5
配偶者	5 ^(口)	2,380	3,930	900	2,500	2,500	1,500	1.0	1.25	・ 2.5
こども	1 ^(口)	600	2,190	400	2,500	2,500	1,500	1.0	1.25	・ 2.5

(注1) 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院保険金の支払事由に該当した場合で、事故の発生の日からその日を含めて365日限度

(注2) 事故の発生の日からその日を含めて365日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合
*ただし1事故につき手術1回が限度

愛教組連合独自の組織共済制度です!!

制度の特長

1 制度内容が充実!!!

- ・ 万一（死亡・高度障害）の時に、組合員同士で基金を出し合い、死亡・高度障害保険金としてお支払いします！
- ・ 1年更新で手続きも簡単！（1/1～12/31）
- ・ 病気、ケガとともに入院1日目から保障あり！
- ・ ご家族そろって加入できます！（本人・配偶者・こども）
- ・ 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。（損害保険部分）

2 掛金がお手頃!!!

- ・ たくさんの方が加入し、加入規模が大きくなっていることで、掛金がお手頃になっています！

3 配当金がある!!!

- ・ 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じたときは1年ごとに配当金が返ってきます！

この機会にぜひご加入を検討ください!!

(注) グループ保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いする仕組みとなっています。（ただし、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション、グループ保険（損害保険部分）には配当金はありません）
・ 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
団体定期保険と新・団体定期保険で別々に収支計算を行っております。



〈生命保険部分（団体定期保険）〉			
その他（特別取扱い）プラン			
加入 対象 区分	申込 コース	月額掛金 (円)	死亡・高度障害 保険金 (年金原資) (万円)
本 人	A	9,190	4,000
	B	8,454	3,680
	C	7,340	3,200
	D	5,868	2,560
	E	4,396	1,920
	F	3,650	1,600
	G	2,566	1,120
	H	1,830	800
配偶者	5口	1,830	800
こども	1口	280	400

記載の掛金は2025年1月1日更新時に適用している優待割引率で計算しています。
なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優待割引率が変わるもしくは廃止となる場合があります。

- ・ 記載の生命保険部分は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算掛金が正規掛金を上回った場合は配当金で精算し、下回った場合は初回に遡って精算します。
- ・ 掛金は年齢に関係ありません。
- ・ いずれか1種類を選んでください。
- ・ 本制度は主契約（団体定期保険）と特約（年金払特約、こども特約）、主契約（新・団体定期保険）と特約（年金払特約）をセットし、さらに損害保険部分の普通傷害保険および自家共済の病気入院分をセットしたものです。
- ・ これらの制度ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なります。
- ・ 詳細は17～20ページをご参照ください。
- ・ 死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者（本人）です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・ 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・ 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
- ・ 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退の場合も、配偶者・こどもは同時に脱退となります。

〈生命保険部分（新・団体定期保険）〉			
加入 対象 区分	申込 コース	月額掛金 (円)	死亡・高度障害 保険金 (年金原資) (万円)
本 人	A	1,380	600
	B	1,196	520
	C	920	400
	D	782	340
	E	644	280
	F	460	200
	G	414	180
	H	230	100
配偶者	5口	230	100

※告知内容に該当されない方については、新・団体定期保険の加入をお断り致します。

〈自家共済部分〉				
区分	申込 コース	掛金 (円) 半年払	病気入院 初日～ 365日 (円)	病気 手術 (万円)
本 人	A	15,720	10,000	5.0
	B	14,934	9,500	4.5
	C	14,148	9,000	4.0
	D	13,362	8,500	3.5
	E	12,576	8,000	3.0
	F	11,790	7,500	2.5
	G	7,860	5,000	2.0
	H	3,930	2,500	1.0
配偶者	5口	3,930	2,500	1.0
こども	1口	2,190	2,500	1.0

(※) グループ保険は、病気入院分を含むため、月払と半年払の併用となります。
なお、病気入院分掛金については、上記半年払分掛金を1月・7月に、給与からの払込みとなります。

- ・ こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。こどもの保険金は一時金のみです。
 - ・ 損害保険部分の掛金は概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
 - ・ 損害保険部分のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
- 【お取扱いできない事項の例】
- 保険期間中のコース変更（保険金額の増額・減額等）
 - 保険期間の変更
 - 掛金の払込方法の変更 など
 - ・ 損害保険部分に配当金はありません。
 - ・ 損害保険部分において不慮の事故とは、急激かつ偶然な外来の事故のことをいいます。
 - ・ 損害保険部分のみまたは自家共済部分のみの加入はできません。
 - ・ 本制度は愛知教職員組合連合会が契約者となります。

②遺族年金特約制度

＜年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険【生命保険】＞

意向確認【ご加入前のご確認】

遺族年金特約制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

Point 1 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金形式でお支払いします。

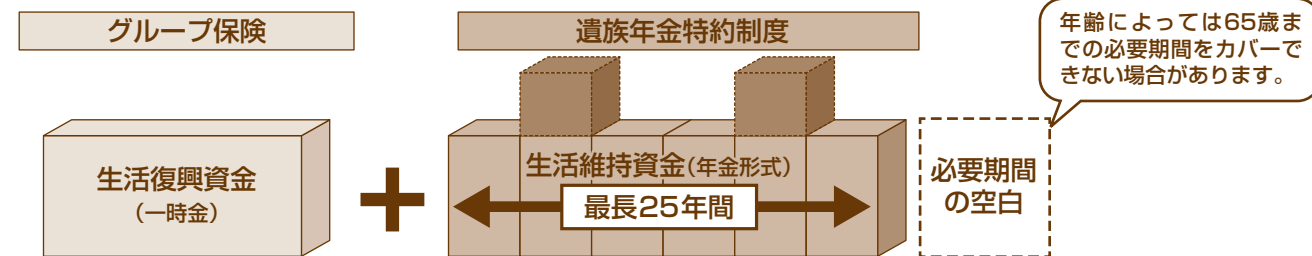
Point 2 1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合、配当金としてお返しします。

Point 3 退職後75歳まで継続可能です。

制度内容改定！今年度、遺族年金特約制度に受取期間30年のコースを導入しました！

＜これまでの保障内容＞

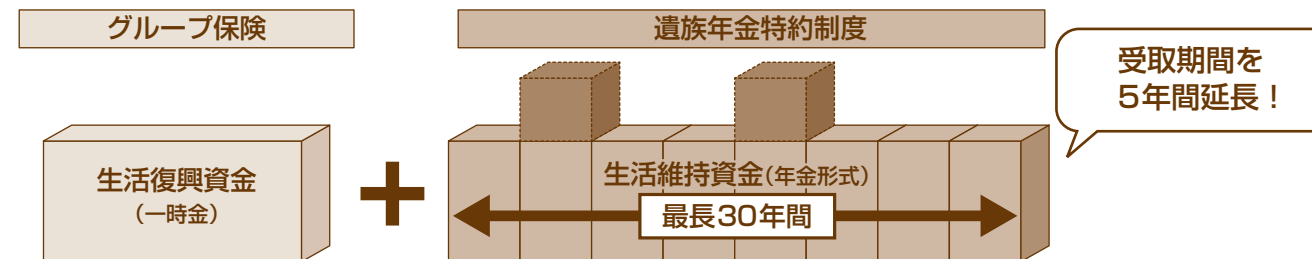
組合員に万一（死亡・高度障害）のことがあった場合、グループ保険で生活復興資金（生活を立て直すための資金）をお支払いし、遺族年金特約制度で生活維持資金（生活を維持するための資金）が年金形式で最長25年間お支払いされますが、必要期間（定年年齢までの残年数）をカバーできない場合も…



そこで…

＜制度内容改定後の保障内容＞

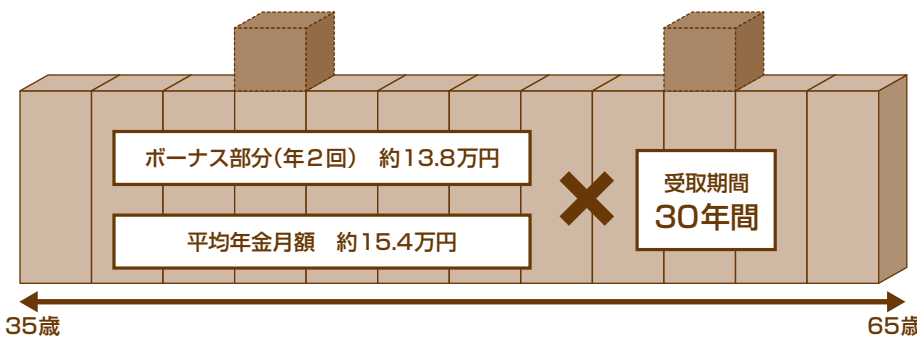
年金受取期間を5年間延長し、最長30年間の受取が可能になります。
受取期間30年間のコースに加入することにより、生活維持資金確保の必要期間をカバーしやすくなります。



＜例＞35歳の組合員が万一（死亡・高度障害）の場合

W(ワイド)1コース

年金原資合計 5,520万円
年金総受取額 約6,391万円



40歳以下の組合員もW(ワイド)1コース、W(ワイド)コースを選択することができるようになりました！

※W(ワイド)1コース、W(ワイド)コースはS(サポート)1コース、S(サポート)コースより受取期間が5年間長いコースです。

【ボーナスコース】

＜本人＞W(ワイド) 1コース 【死亡・高度障害のとき】

コース改定

受取期間＝年齢に応じた期間

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	月額部分 年金原資 (死亡・高度障害保険金)	平均受取額 (ボーナス部分)	ボーナス部分 年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 総受取額	月額掛金		半年払掛金	
									男性	女性	男性	女性
16～35歳 (1990.7.2～2010.7.1)	30年	約10.7万円	約15.4万円	約20.1万円	4,800万円	約13.8万円	720万円	約6,391万円	3,216円	2,112円	2,837円	1,865円
36～40 (1985.7.2～1990.7.1)	30	10.7	15.4	20.1	4,800	13.8	720	6,391	4,080	3,504	3,600	3,089
41～45 (1980.7.2～1985.7.1)	25	11.0	15.0	18.9	4,000	16.2	720	5,311	4,600	3,520	4,867	3,722
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)	20	11.3	14.5	17.8	3,200	15.7	577	4,134	5,376	4,096	5,701	4,345
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)	15	11.2	13.6	15.9	2,300	14.7	414	2,891	5,888	4,117	6,231	4,359
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)	10	11.4	12.9	14.5	1,500	14.0	271	1,837	5,835	3,570	6,198	3,791
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)	10	11.4	12.9	14.5	1,500	14.0	271	1,837	9,135	4,845	9,705	5,146

＜本人＞S(サポート) 1コース 【死亡・高度障害のとき】

受取期間＝年齢に応じた期間

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	月額部分 年金原資 (死亡・高度障害保険金)	平均受取額 (ボーナス部分)	ボーナス部分 年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 総受取額	月額掛金		半年払掛金	
									男性	女性	男性	女性
16～35歳 (1990.7.2～2010.7.1)	25年	約11.0万円	約15.0万円	約18.9万円	4,000万円	約16.2万円	720万円	約5,311万円	2,680円	1,760円	2,837円	1,865円
36～40 (1985.7.2～1990.7.1)	25	11.0	15.0	18.9	4,000	16.2	720	5,311	3,400	2,920	3,600	3,089
41～45 (1980.7.2～1985.7.1)	20	11.3	14.5	17.8	3,200	15.7	577	4,134	3,680	2,816	3,901	2,983
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)	15	11.2	13.6	15.9	2,300	14.7	414	2,891	3,864	2,944	4,090	3,117
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)	10	11.4	12.9	14.5	1,500	14.0	271	1,837	3,840	2,685	4,079	2,854
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)	5	11.6	12.2	12.9	730	13.3	132	870	2,840	1,737	3,019	1,847
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)	5	11.6	12.2	12.9	730	13.3	132	870	4,446	2,358	4,727	2,507

＜本人＞H1コース 【死亡・高度障害のとき】

受取期間＝10年

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	月額部分 年金原資 (死亡・高度障害保険金)	平均受取額 (ボーナス部分)	ボーナス部分 年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 総受取額	月額掛金		半年払掛金	
									男性	女性	男性	女性
16～35歳 (1990.7.2～2010.7.1)	年	約 万円	約 万円	約 万円	万円	約 万円	万円	約 万円	670円	440円	1,970円	1,295円
36～40 (1985.7.2～1990.7.1)	10	7.6	8.6	9.6	1,000	25.9	500	1,555	850	730	2,500	2,145
41～45 (1980.7.2～1985.7.1)									1,150	880	3,380	2,585
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)									1,680	1,280	4,940	3,765
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)									2,560	1,790	7,525	5,265
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)									3,890	2,380	11,435	6,995
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)									6,090	3,230	17,905	9,495

【月払のみコース】

＜本人＞W(ワイド) コース 【死亡・高度障害のとき】

コース改定

受取期間＝年齢に応じた期間

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 総受取額	月額掛金	
							男性	女性
16～35歳 (1990.7.2～2010.7.1)	30年	約 10.7 万円	約 15.4 万円	約 20.1 万円	4,800万円	約 5,558万円	3,216円	2,112円
36～40 (1985.7.2～1990.7.1)	30	10.7	15.4	20.1	4,800	5,558	4,080	3,504
41～45 (1980.7.2～1985.7.1)	25	11.0	15.0	18.9	4,000	4,501	4,600	3,520
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)	20	11.3	14.5	17.8	3,200	3,503	5,376	4,096
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)	15	11.2	13.6	15.9	2,300	2,450	5,888	4,117
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)	10	11.4	12.9	14.5	1,500	1,556	5,835	3,570
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)	10	11.4	12.9	14.5	1,500	1,556	9,135	4,845

＜本人＞S(サポート) コース 【死亡・高度障害のとき】

受取期間＝年齢に応じた期間

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 総受取額	月額掛金	
							男性	女性
16～35歳 (1990.7.2～2010.7.1)	25年	約 11.0 万円	約 15.0 万円	約 18.9 万円	4,000万円	約 4,501万円	2,680円	1,760円
36～40 (1985.7.2～1990.7.1)	25	11.0	15.0	18.9	4,000	4,501	3,400	2,920
41～45 (1980.7.2～1985.7.1)	20	11.3	14.5	17.8	3,200	3,503	3,680	2,816
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)	15	11.2	13.6	15.9	2,300	2,450	3,864	2,944
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)	10	11.4	12.9	14.5	1,500	1,556	3,840	2,685
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)	5	11.6	12.2	12.9	730	737	2,840	1,737
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)	5	11.6	12.2	12.9	730	737	4,446	2,358

＜本人＞Hコース 【死亡・高度障害のとき】

受取期間＝10年

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 総受取額	月額掛金	
							男性	女性
16～35歳 (1990.7.2～2010.7.1)	年	約 万円	約 万円	約 万円	万円	約 万円	670円	440円
36～40 (1985.7.2～1990.7.1)	10	7.6	8.6	9.6	1,000	1,037	850	730
41～45 (1980.7.2～1985.7.1)							1,150	880
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)							1,680	1,280
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)							2,560	1,790
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)							3,890	2,380
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)							6,090	3,230

＜配偶者＞690万円コース 【死亡・高度障害のとき】

受取期間＝10年

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 総受取額	月額掛金	
							男性	女性
18～35歳 (1990.7.2～2008.1.1)	年	約 万円	約 万円	約 万円	万円	約 万円	462円	304円
36～40 (1985.7.2～1990.7.1)	10	5.2	5.9	6.6	690	715	587	504
41～45 (1980.7.2～1985.7.1)							794	607
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)							1,159	883
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)							1,766	1,235
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)							2,684	1,642
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)							4,202	2,229

※下記＜本人＞Lコース・Rコース・Xコースと＜配偶者＞675万円コース・642万円コースは新規加入できません。

現在加入されている方のみのコースとなります。ただし、本人がX(56歳以上)コースでご加入の場合で、配偶者が新規加入する場合は、642万円コースでお申込みください。

【退職者専用コース】※退職とは教員の退職を指します。（再任用も退職に含みます）

＜本人・配偶者＞300万円コース（死亡・高度障害のとき） 受取期間＝5年

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 総受取額	月額掛金（本人）		月額掛金（配偶者）	
							男性	女性	男性	女性
16～35歳 (1990.7.2～2010.7.1)	5年	約 4.7万円	約 5.0万円	約 5.3万円	300万円	約 303万円	201円	132円	201円	132円
36～40 (1985.7.2～1990.7.1)							255	219	255	219
41～45 (1980.7.2～1985.7.1)							345	264	345	264
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)							504	384	504	384
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)							768	537	768	537
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)							1,167	714	1,167	714
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)							1,827	969	1,827	969
66～70 (1955.7.2～1960.7.1)							2,709	1,308	2,709	1,308
71 (1954.7.2～1955.7.1)							3,546	1,734	3,546	1,734
72 (1953.7.2～1954.7.1)							3,927	1,932	3,927	1,932
73 (1952.7.2～1953.7.1)							4,362	2,169	4,362	2,169
74 (1951.7.2～1952.7.1)							4,872	2,424	4,872	2,424
75 (1950.7.2～1951.7.1)							5,469	2,703	5,469	2,703

＜本人・配偶者＞600万円コース（死亡・高度障害のとき） 受取期間＝10年

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 総受取額	月額掛金（本人）		月額掛金（配偶者）	
							男性	女性	男性	女性
16～35歳 (1990.7.2～2010.7.1)	10年	約 4.5万円	約 5.1万円	約 5.8万円	600万円	約 622万円	402円	264円	402円	264円
36～40 (1985.7.2～1990.7.1)							510	438	510	438
41～45 (1980.7.2～1985.7.1)							690	528	690	528
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)							1,008	768	1,008	768
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)							1,536	1,074	1,536	1,074
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)							2,334	1,428	2,334	1,428
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)							3,654	1,938	3,654	1,938
66～70 (1955.7.2～1960.7.1)							5,418	2,616	5,418	2,616
71 (1954.7.2～1955.7.1)							7,092	3,468	7,092	3,468
72 (1953.7.2～1954.7.1)							7,854	3,864	7,854	3,864
73 (1952.7.2～1953.7.1)							8,724	4,338	8,724	4,338
74 (1951.7.2～1952.7.1)							9,744	4,848	9,744	4,848
75 (1950.7.2～1951.7.1)							10,938	5,406	10,938	5,406

【既加入者専用コース】

＜本人＞L（ロング）コース（死亡・高度障害のとき） 受取期間＝年齢に応じた期間

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 受取総額	月額掛金	
							男性	女性
41～45歳 (1980.7.2～1985.7.1)	25年	約 10.5万円	約 14.3万円	約 18.1万円	3,823万円	約 4,302万円	4,396円	3,364円
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)	20	10.8	13.9	17.0	3,063	3,353	5,146	3,921
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)	15	11.0	13.3	15.6	2,252	2,399	5,765	4,031
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)	10	11.2	12.7	14.2	1,475	1,530	5,738	3,511
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)	10	11.2	12.7	14.2	1,475	1,530	8,983	4,764

＜本人＞R（レギュラー）コース（死亡・高度障害のとき） 受取期間＝年齢に応じた期間

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 受取総額	月額掛金	
							男性	女性
16～35歳 (1990.7.2～2010.7.1)	25年	約 10.4万円	約 14.1万円	約 17.9万円	3,783万円	約 4,257万円	2,535円	1,665円
36～40 (1985.7.2～1990.7.1)	25	10.5	14.3	18.1	3,823	4,302	3,250	2,791
41～45 (1980.7.2～1985.7.1)	20	10.8	13.9	17.0	3,063	3,353	3,522	2,695
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)	15	11.0	13.3	15.6	2,252	2,399	3,783	2,883
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)	10	11.1	12.6	14.2	1,468	1,522	3,758	2,628
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)	5	11.4	12.0	12.7	718	725	2,793	1,709
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)	5	11.4	12.1	12.7	719	726	4,379	2,322

＜本人＞Xコース（死亡・高度障害のとき） 受取期間＝年齢に応じた期間

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 受取総額	月額掛金	
							男性	女性
16～35歳 (1990.7.2～2010.7.1)	25年	約 9.8万円	約 13.4万円	約 16.9万円	3,576万円	約 4,024万円	2,396円	1,573円
36～40 (1985.7.2～1990.7.1)	25	9.8	13.4	16.9	3,576	4,024	3,040	2,610
41～45 (1980.7.2～1985.7.1)	20	10.0	12.8	15.7	2,822	3,089	3,245	2,483
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)	15	10.1	12.2	14.3	2,068	2,203	3,474	2,647
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)	10	10.2	11.5	12.9	1,340	1,390	3,430	2,399
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)	5	10.3	10.9	11.6	652	659	2,536	1,552
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)	5	10.3	10.9	11.6	652	659	3,971	2,106

＜配偶者＞675万円コース（死亡・高度障害のとき） 受取期間＝10年

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 受取総額	月額掛金	
							男性	女性
18～35歳 (1990.7.2～2008.1.1)	10年	約 5.1万円	約 5.8万円	約 6.5万円	675万円	約 700万円	452円	297円
36～40 (1985.7.2～1990.7.1)							574	493
41～45 (1980.7.2～1985.7.1)							776	594
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)							1,134	864
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)							1,728	1,208
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)							2,626	1,607
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)							4,111	2,180

＜配偶者＞642万円コース（死亡・高度障害のとき） 受取期間＝10年

年齢	受取期間	初年度受取額 (月額)	平均受取額 (月額)	最終受取額 (月額)	年金原資 (死亡・高度障害保険金)	年金 受取総額	月額掛金	
							男性	女性
18～35歳 (1990.7.2～2008.1.1)	10年	約 4.8万円	約 5.5万円	約 6.2万円	642万円	約 666万円	430円	282円
36～40 (1985.7.2～1990.7.1)							546	469
41～45 (1980.7.2～1985.7.1)							738	565
46～50 (1975.7.2～1980.7.1)							1,079	822
51～55 (1970.7.2～1975.7.1)							1,644	1,149
56～60 (1965.7.2～1970.7.1)							2,497	1,528
61～65 (1960.7.2～1965.7.1)							3,910	2,074

- ・掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- ・配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・半年払保険部分（ボーナス給付）のみの加入はできません。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も、配偶者は同時に脱退となります。
- ・この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は、自動的に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
- ・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。
- ・実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ・本制度は愛知県学校生活協同組合が契約者となります。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年末満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・記載の掛金は2025年1月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。
- ・なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変わるもしくは廃止となることがあります。

③就業不能サポート制度

〈特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】〉

意向確認【ご加入前のご確認】 就業不能サポート制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- ◆就業不能状態が40日を超えて継続している場合、41日目から給付金をお支払いします。^{*1}
- ◆傷害または疾病により、病院もしくは診療所への治療を目的とした入院または医師の指示による自宅療養をしております、かつ、業務に全く従事できない状態の場合に給付金をお支払いします。
- ◆就業不能状態の場合に、公的保障等を補完し、収入の減少分を補います。(月5万円もしくは月10万円を任意選択)
- ◆精神疾患による就業不能状態には、特定精神障害給付金で備えることができます。
- ◆グループ保険、遺族年金特約制度と同様に、1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金として還付されます。

^{*1} 就業不能給付金のお支払いは、1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは、通算して18回を限度とします。また、就業不能給付金と特定精神障害給付金は重複して支払いません。なお、給付金をお支払いできない場合があります。詳細は本パンフレットP21～24に記載されています。必ずご確認ください。

● **グループ保険加入者のための制度です。ご加入をご検討ください。** ●

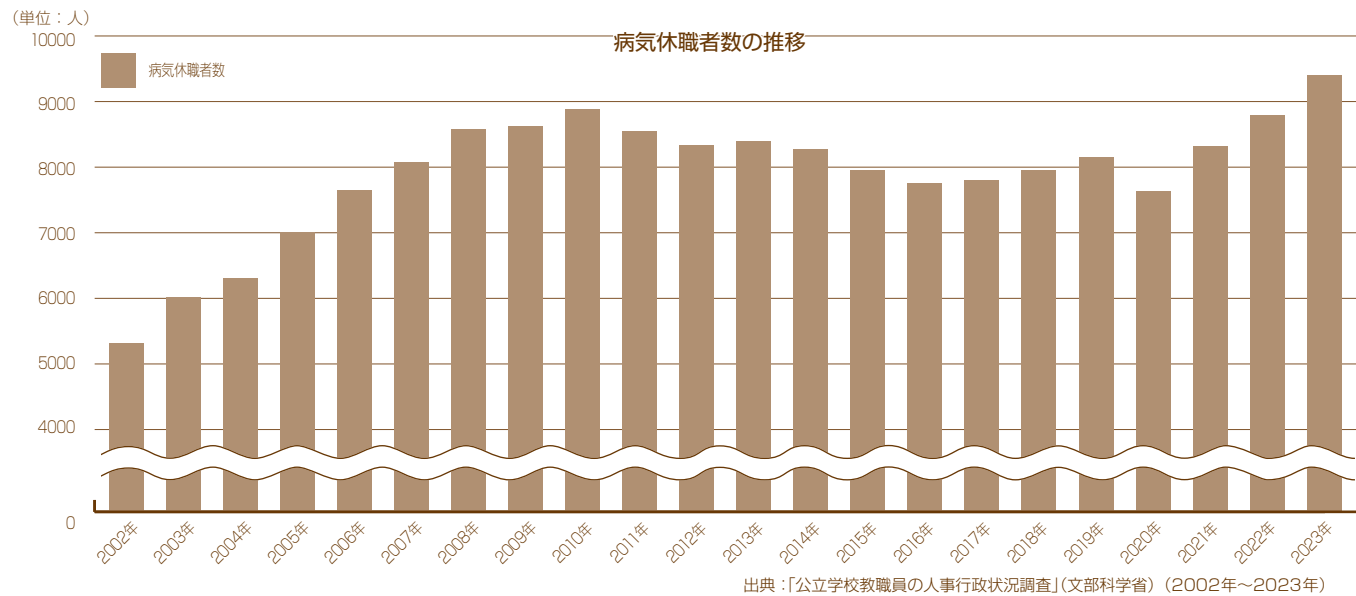
就業不能サポート制度 ご加入についての 注意事項

- 就業不能サポート制度に新規加入（増額）する場合には、告知が必要となります。
 - 新たにお申込みをされる契約については、新たな契約の加入日が責任開始期となります。
- 加入日前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知をいただいている内容に関わらず、原則として就業不能給付金、特定精神障害給付金のお支払いはできません。

制度の必要性

公立学校教職員の病気休職者が増加傾向

文部科学省の調査によると、在職者に占める病気休職者の割合は、2002年から2023年の間で**約1.7倍**に増加しています！



保障額

加入対象区分：本人

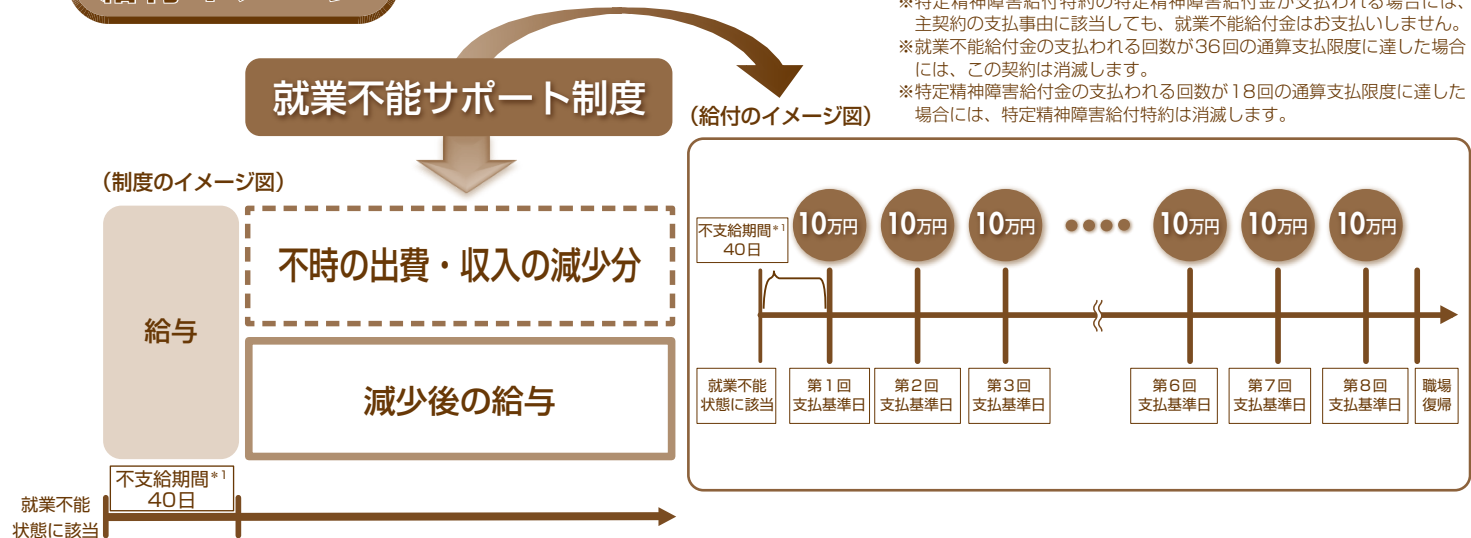
給付内容	基準給付金月額	
	5万円コース	10万円コース
病気やケガによる就業不能状態が40日を超えて継続したとき(毎月の支払基準日(注)まで継続することに1回、最大18回) 主契約	5万円	10万円
所定の精神障害による就業不能状態が40日を超えて継続したとき(毎月の支払基準日(注)まで継続することに1回、最大18回) 特定精神障害給付特約		

(注) 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。(特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。)

- ・就業不能給付金のお支払いは、1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは、通算して18回を限度とします。
- ・就業不能給付金と特定精神障害給付金は、重複して支払われません。

給付イメージ

10万円コース加入の場合



就業不能状態が40日を超えて継続した際に、41日目から給付金をお支払いします！

月額掛金

基本保障：主契約、特定精神障害給付特約

申込コース (基準給付金月額)	5万円コース		10万円コース	
年齢	男性	女性	男性	女性
16歳～20歳	305円	295円	610円	590円
21歳～25歳	335円	320円	670円	640円
26歳～30歳	340円	405円	680円	810円
31歳～35歳	380円	460円	760円	920円
36歳～40歳	415円	470円	830円	940円
41歳～45歳	450円	555円	900円	1,110円
46歳～50歳	540円	655円	1,080円	1,310円
51歳～55歳	705円	690円	1,410円	1,380円
56歳～60歳	995円	855円	1,990円	1,710円
61歳～65歳	1,270円	1,035円	2,540円	2,070円

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※記載の掛金は加入者が7,000名以上9,999名以下の場合の掛金です。

したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。

※就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。

※特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。特定精神障害給付特約が消滅した場合、掛金は変更となります。

※この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。

※本制度は愛知県学校生活協同組合が契約者となります。

※給付金の受取人は被保険者です。

お支払いに関する重要事項が本パンフレットに記載されています。必ずご確認ください。

P21～24

④-1 三大疾病特約制度

<7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付集団無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）【生命保険】>

意向確認【ご加入前のご確認】 三大疾病特約制度は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制度の特長

- Point 1** 特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。
- Point 2** 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
- Point 3** 特約を付加した場合、7大疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変)および悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。
- Point 4** 保険年齢75歳までの保障が準備できます。(75歳コースに加入の場合)
- Point 5** 保険金を年金形式で受取ることもできます。

三大疾病特約制度 ご加入についての 注意事項

※三大疾病特約制度70歳コースは新規加入できません。
 ※三大疾病特約制度70歳コースの75歳コースへの移行（無告知）はできません。
 ※三大疾病特約制度の加入パターンは以下の通りとなります。
 ①本人70歳・75歳コース加入、配偶者70歳・75歳コース加入 ②本人70歳・75歳コース加入、配偶者70歳コース加入
 ③本人70歳・75歳コース加入、配偶者75歳コース加入 ④本人70歳コース加入、配偶者70歳コース加入
 ⑤本人75歳コース加入、配偶者75歳コース加入
 ※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」への加入は75歳コースにご加入されている本人・配偶者が対象となります。
 ※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」は、三大疾病特約制度70歳コースには付加することはできません。

制度の必要性

なぜこの保障が必要なの？



ますます増えている特定疾病

近年の食習慣の変化、ストレス社会といったライフスタイルの「ゆがみ」により「悪性新生物（がん）」等の生活習慣病にかかる人が増えています。又、若年層にも多く発生してきています。

闘病生活中の様々な出費に対する財源は充分に確保されているでしょうか？

特定疾病で入院した場合、医療費や差額ベッド代、健康保険の適用外の先進医療、ご家族の交通費や食費など、多額の出費が生じます。しかし、病気療養に対してまとまった一時金を給付する制度がないのが現状です。

「三大疾病特約制度」で闘病資金などを確保

「三大疾病特約制度」を付加することにより、闘病生活中の様々な出費に対する財源を準備し、職場復帰に向けて安心して治療に専念できます。

注意

過去に特定疾病保険金または高度障害保険金のお支払いを受けられた場合、告知内容に該当しても再加入はできませんのでご注意ください。

「悪性新生物（がん）」の場合のお支払いについて

『加入日前を含めてはじめて診断確定された悪性新生物（がん）』がお支払い対象です！

★ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

三大疾病特約制度の保障内容

[加入対象区分：本人・配偶者]

保障区分	保障内容	申込保険金額
		200万円
主契約	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき	200万円
	[特定疾病保険金]（※1）	
	○死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金]（※1）	
7大疾病保障特約 ^(※3)	○所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき ○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき [7大疾病保険金]（※2）	100万円
がん・上皮内新生物保障特約 ^(※3)	○所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金]（※2）	20万円



- （※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- （※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
- （※3）それぞれの特約は75歳コースのみが対象です。

（注）特約を付加するには、主契約への加入が必要です。

リビング・ニーズ特約	余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。
------------	--------------------------------------

●保険金ごとの保障イメージ<三大疾病特約制度75歳コース200万円>

保険金種類	お支払事由				
	死亡・高度障害	特定疾病			その他の4疾病
		悪性新生物(がん) ^(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	重度の糖尿病 慢性腎不全 重度の高血圧性疾患 肝硬変
主契約	特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 200万円			
特約	7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 100万円			
特約	がん・上皮内新生物保険金	お支払事由のいずれかに該当で 20万円			
お支払事由ごとの保険金額合計		200万円	320万円	300万円	100万円
					20万円

（※）「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

- 7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金を支払われた場合に消滅します。
- 特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

保障内容等

各保険金の主なお支払事由は次のとおりです。
●被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病		お支払事由	お支払対象とならない疾病例※1
7 大 疾 病 保 険 金 ※13	特定疾病保険金		
	●悪性新生物（がん）	加入日前を含めてはじめて※2悪性新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・ 上皮内新生物※4 ・ 悪性黒色腫を除く皮膚がん ・ 脂肪腫
	●急性心筋梗塞	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、急性心筋梗塞を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・ 狭心症 ・ 解離性大動脈瘤 ・ 心筋症
	●脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、脳卒中を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・ 一過性脳虚血 ・ 外傷性くも膜下出血 ・ 未破裂脳動脈瘤
	●重度の糖尿病	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、糖尿病を発病※5し、医師が必要と認める日常的かつ継続的なインスリン療法※8を開始し、その開始日から起算して180日間継続して受けたとき	
	●重度の高血圧性疾患（高血圧性網膜症）	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、高血圧性疾患を発病※5し、その疾病により高血圧性網膜症※9であると医師によって診断されたとき	
	●慢性腎不全	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、慢性腎不全の状態になったと医師によって診断され、医師が必要と認める永続的な人工透析療法※10を開始したとき	
	●肝硬変	加入日以後に発病した疾病※5を原因として、肝硬変の状態になったと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断されたとき※11	
がん・上皮内新生物保険金		加入日前を含めてはじめて※12悪性新生物・上皮内新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物・乳房の上皮内癌(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	
死亡保険金		死亡されたとき	
高度障害保険金		加入日以後に発生した傷害または疾病※5により所定の高度障害状態になられたとき	

- ※1 お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款「付表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については「ご契約のしおり 約款」をご覧ください。
- ※2 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。
- ※3 診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。
- ※4 「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に局限しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「Ta」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「Tis」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。
- ※5 疾病の「発病」(「発生」)および急性心筋梗塞・脳卒中・糖尿病・高血圧性疾患の「発病」には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。
- ※6 「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。
- ※7 急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金・7大疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。
- ※8 「インスリン療法」には、妊娠・分娩にかかわるインスリン療法は含みません。また経口血糖降下剤によっては血糖値上昇を抑制できない場合に限ります。
- ※9 キース・ワグナー分類において3群または4群の眼底所見(詳細については、「ご契約のしおり 特約」7大疾病保障特約(特定疾病定期Ⅱ用)付表3をご覧ください。)を示す状態。
- ※10 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法を除きます。
- ※11 病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断も認めることがあります。
- ※12 ご加入前にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物に診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物の発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。これらの場合、がん・上皮内新生物保障特約は無効とします。
- ※13 7大疾病保険金のお支払事由にかかわる医療技術等が将来変更された場合には、主務官庁の認可を得てお支払事由を変更することがあります。

月額掛金 年齢・性別により異なります。

〈保険期間75歳満了 集団扱月払 主契約保険金額200万円〉 (単位：円)

男 性				女 性		
申込保険金額	200万円			200万円		
年 齢	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	200万円	100万円	20万円	200万円	100万円	20万円
16歳	1,988	940	150	1,310	820	152
17歳	2,036	970	152	1,342	830	156
18歳	2,086	990	154	1,372	850	160
19歳	2,138	1,010	158	1,406	870	162
20歳	2,194	1,030	160	1,438	890	166
21歳	2,248	1,060	164	1,472	910	170
22歳	2,306	1,070	168	1,508	930	174
23歳	2,364	1,100	172	1,544	950	176
24歳	2,426	1,120	176	1,584	980	180
25歳	2,490	1,150	180	1,624	1,000	184
26歳	2,558	1,180	184	1,666	1,020	188
27歳	2,626	1,210	190	1,710	1,050	192
28歳	2,702	1,250	194	1,754	1,060	196
29歳	2,780	1,280	198	1,800	1,090	200
30歳	2,862	1,310	204	1,848	1,120	204
31歳	2,948	1,350	210	1,898	1,150	208
32歳	3,038	1,380	214	1,950	1,180	212
33歳	3,132	1,420	220	2,004	1,210	214
34歳	3,230	1,460	226	2,058	1,240	220
35歳	3,334	1,510	232	2,114	1,270	224
36歳	3,442	1,550	240	2,172	1,310	228
37歳	3,558	1,600	248	2,232	1,340	232
38歳	3,678	1,650	256	2,294	1,370	236
39歳	3,804	1,700	264	2,358	1,410	242
40歳	3,938	1,760	272	2,424	1,440	246
41歳	4,078	1,820	280	2,492	1,480	250
42歳	4,230	1,880	290	2,560	1,520	256
43歳	4,386	1,950	300	2,628	1,560	260
44歳	4,556	2,010	312	2,702	1,600	264
45歳	4,734	2,090	322	2,776	1,630	268
46歳	4,922	2,170	332	2,854	1,660	272
47歳	5,118	2,260	346	2,932	1,700	274
48歳	5,326	2,330	360	3,016	1,740	278
49歳	5,542	2,430	374	3,106	1,790	282
50歳	5,770	2,520	390	3,198	1,830	288
51歳	6,010	2,620	404	3,294	1,880	292
52歳	6,260	2,720	422	3,396	1,930	296
53歳	6,526	2,840	440	3,500	1,970	302
54歳	6,804	2,950	458	3,606	2,020	308
55歳	7,100	3,080	480	3,718	2,070	316
56歳	7,386	3,200	502	3,826	2,120	322
57歳	7,686	3,340	524	3,938	2,170	330
58歳	8,004	3,480	550	4,060	2,220	336
59歳	8,336	3,630	574	4,192	2,270	344
60歳	8,684	3,780	602	4,332	2,320	352
61歳	9,050	3,930	630	4,484	2,380	358
62歳	9,430	4,080	656	4,638	2,450	364
63歳	9,824	4,240	686	4,796	2,520	370
64歳	10,234	4,400	712	4,952	2,580	374
65歳	10,642	4,570	740	5,102	2,650	380

- (注意事項)
- ※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳＝2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで
- ※この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。なお、割引前の保険料率は満期まで同一です。記載の掛金は主契約の総保険金額100億円以上300億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。(既加入の方の掛金は上記に関わらず、ご加入時の年齢および保険料率が適用されますが、割引額の変更により掛金が変わる場合があります。)
- ※既加入の主契約および特約の保険料は上記に関わらず、ご加入(付加)時の年齢および保険料率が適用されます。
- ※記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
- ※掛金は、上記割引額の変動や退職後の個人扱への変更などにより変動する場合があります。
- ※加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり 約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、掛金が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
- ※特約の新規加入・付加は65歳までです。
- ※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。
- このパンフレットに記載の事項については、契約応当日である2026年1月1日の新規ご加入について適用されます。現在ご加入の部分についてはご加入時にお配りしている「ご契約のしおり 約款」をご参照ください。ただし、このパンフレットの「お支払いできない場合について(解除・免責等)」に記載の、重大事由による解除の内容については現在ご加入の部分についても適用となります。

④

2

三大疾病特約制度オプション

<リビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)【生命保険】>

意向確認【ご加入前のご確認】

三大疾病特約制度オプションは、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

制 度 の 長

Point 1

特定疾病(悪性新生物(がん)・急性心筋梗塞・脳卒中)の治療費として保険金をお支払いします。

Point 2

死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。

Point 3

それぞれの年齢に合った掛金体系であるため、若年層ほどお手頃な掛金で加入できます。

Point 4

先進医療を受ける場合等にかかる費用を三大疾病特約制度オプションの加入でしっかり準備できます。

Point 5

保険金を年金形式で受取することもできます。

三大疾病特約制度オプションご加入についての注意事項

※三大疾病特約制度オプションへの加入は、三大疾病特約制度70歳コース未加入者かつ三大疾病特約制度75歳コースに加入している方のみを対象とします。
※最高継続年齢は70歳までとなります。
※下記の方は三大疾病特約制度オプションへ加入することができません。
＜本人＞
①本人70歳・75歳コース加入
②本人70歳コース加入
③三大疾病特約制度未加入者
＜配偶者＞
①配偶者70歳・75歳コース加入
②配偶者70歳コース加入
③三大疾病特約制度未加入者
※配偶者のみの加入はできません。必ず本人とセットで加入してください。

●新たに三大疾病特約制度オプションに加入する場合には、告知が必要となります。
●現在加入の三大疾病特約制度と掛金体系が異なり、三大疾病特約制度オプションは更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金が上昇します。
●新たにお申込みをされる契約については、新たな契約の加入日が責任開始期となります。加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき、(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。)また加入日前の疾病や災害を原因とする場合には、死亡・高度障害保険金や特定疾病保険金などのお支払いはできません。

「三大疾病特約制度オプションの加入で、合計400万円準備できます！」

加 入 例

三大疾病特約制度75歳コース（主契約）と三大疾病特約制度オプションに加入すると、合計400万円の保障を準備することができます。

保 障 額

【加入対象区分：本人・配偶者】

●所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき
●急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき
●急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき

特定疾病保険金

200万円

●死亡・所定の高度障害状態のとき

死亡・高度障害保険金

※特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
※リビング・ニーズ特約※余命6ヵ月以内と判断されるとき、保険金の前払請求ができます。
●被保険者が加入日以後保険期間中に、次のいずれかのお支払事由に該当したとき、保険金をお支払いします。

保険金種類とお支払対象の疾病	お 支 払 事 由	お支払対象とならない疾病例※1
●悪性新生物（がん）	加入日前を含めてはじめて※2悪性新生物と診断確定※3されたとき ただし、「乳房の悪性新生物(乳がん)」については、加入日からその日を含めて90日を経過した後、加入日前を含めてはじめて診断確定されたとき	・上皮内新生物※4 ・悪性黒色腫を除く皮膚がん ・脂肪腫
●急性心筋梗塞	加入日以後に発生した疾病※5を原因として、急性心筋梗塞を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態※6が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・狭心症 ・解離性大動脈瘤 ・心筋症
●脳卒中（くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞）	加入日以後に発生した疾病※5を原因として、脳卒中を発病※5し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき、またはその疾病の治療を直接の目的とした所定の手術※7を受けたとき	・一過性脳虚血 ・外傷性くも膜下出血 ・未破裂脳動脈瘤
死亡保険金	死亡されたとき	――
高度障害保険金	加入日以後に発生した傷害または疾病※5により所定の高度障害状態になられたとき	――

※1

お支払対象とならない疾病には、上記のほか、無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)普通保険約款(付表1「対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」)に定義付けられない疾病も含まれます。詳細については約款をご覧ください。

※2

ご加入前にお支払対象のがんと診断確定されている場合、ご加入後にお支払対象のがんに診断確定されても、お支払いの対象とはなりません。なお、加入日以後に診断確定されたお支払対象のがんの発生部位が、加入日前に診断確定されたお支払対象のがんと異なる場合も、お支払いの対象とはなりません。

※3

診断確定は、病理組織学的所見(生検)により医師によってなれることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。

※4

「上皮内新生物」は、ごく初期の段階で発見されたがんであり、子宮頸部・食道などの部位で病変が上皮内に限局しているもの、または、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、および、大腸の粘膜内がんを含みます。
なお、国際対がん連合(UICC)のTNM分類が「T a」(膀胱・腎盂・尿管の非浸潤がん)、「T is」(上皮内がんまたは非浸潤がん)はお支払対象外です。

※5

疾病の発生および急性心筋梗塞・脳卒中の発病には、疾病の症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常の指摘を受けた時も含まれます。

※6

「労働の制限を必要とする状態」とは、軽い家事等の軽労働や事務等の産業に従事できるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

※7

急性心筋梗塞または脳卒中についての特定疾病保険金のお支払対象となる手術とは、開頭術、開胸術、ファイバースコープ手術または血管カテーテル手術をいいます。吸引、穿刺、洗浄などの処置および神経ブロックは除きます。

月 額 掛 金

保険期間1年、集団扱月払、保険金額200万円

(単位：円)

年 齢	月額掛金（男性）	月額掛金（女性）
	200万円	200万円
16～20 歳	286	236
21～25	388	286
26～30	398	368
31～35	496	532
36～40	678	790
41～45	946	1,162
46～50	1,592	1,470
51～55	2,654	1,928
56～60	4,166	2,380
61～65	6,504	3,386
66～70	9,638	4,478

この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は総保険金額100億円以上300億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。
○年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝2026年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
加入日以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり「約款」」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の保険料のお払込みを免除し、保険料が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。

お支払いに関する重要事項が本パンフレットに記載されています。必ずご確認ください。

P25～27

三大疾病特約制度オプション

P15～16

15

16

	グループ保険（生命保険部分）／遺族年金特約制度		
保 険 期 間	1年間（2026年1月1日～2026年12月31日）で以後毎年更新します。 保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末（ボーナス払については半年単位の契約応当日の前日）までの保障となります。ただし、掛金の払込みが条件となります。（一括払を選択された場合は原則保険期間中の任意による脱退はできません。）		
掛 金	毎月の給与より控除します。（初回は1月分より） 遺族年金特約制度ボーナス部分掛金については、半年払分掛金を1月・7月に、給与からの払込みとなります。 ※なお、2ヵ月以上滞納の場合脱退とみなします。 ※給与口座から引き落とししていない方は一部一括払の場合もあります。 一括払を選択された場合は原則保険期間中の任意による脱退はできませんのでこの場合原則返金はいたしません。 ※病気やケガの給付を受けた年度の掛金の払込については、原則「グループ保険（愛教組連合独自共済部分）」に準じます。		
継 続 加 入 の 取 り 扱 い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額以下で継続加入できます。なお、この制度は、更新の際に、保険金額・受取人などの変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。 グループ保険は管理職就任などにより愛知教職員組合連合会を脱退された場合は継続加入できます。（ただし、任意で愛知教職員組合連合会を脱退した場合を除きます。）		
保 険 金 の お 支 払 い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日（＊）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。 高度障害状態とは身体障害の程度が加入日（＊）以後の傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合があります。 <table><tr><td>高度障害状態とは</td><td>1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの</td></tr></table> ※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの		
お支払いできない場合について（解除・免責等）	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。） ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があって、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 1. 死亡保険金について ①被保険者が加入日（＊）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合があります。） ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 2. 高度障害保険金について ①被保険者の故意によるとき ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）		

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

	グループ保険（生命保険部分）／遺族年金特約制度
配 当 金	この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しするしくみになっています。 ※中途脱退の場合、配当金はありません。（退職にともなう脱退も含みます。）ただし退職者制度に加入される場合は、1～6月分の配当金をお返しします。
税 法 上 の 取 り 扱 い	●掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●本人の年金原資（死亡保険金額）はみなし相続財産とされ、相続税が課せられます。ただし、法定相続人数×500万円まで非課税です。 ※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。 ●本人が受取る配偶者・こどもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ●高度障害保険金は非課税です。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。 昨年と同額継続する場合は、自動継続をしますので手続きは不要です。 また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額にて継続となります。 ※ただし掛金は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。
年金の取り扱いについて	1.年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に5年以上30年以内でご選択いただきます。（通増型確定年金です。） ●基本年金額は毎年、逡増いたします。（逡増率単利3％） 2.配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 3.年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 4.年金のお支払い ●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申出があった場合は、未払年金現価をお支払します。 5.年金払の対象となる保険金 ●団体定期保険および新・団体定期保険の主契約保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。
受取人について	グループ保険（団体定期保険及び新・団体定期保険）及び遺族年金特約制度について受取人は同一とします。 個別に指定をご希望の方は推進員もしくは、下記連絡先までお申出願います。 ＜連絡先＞ 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部 TEL：052-951-9100・9115

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性あります。

		グループ保険(損害保険部分)		グループ保険(愛教組連合独自共済部分)																									
保 険 期 間		1 年間（2026年1月1日～2026年12月31日）で以後毎年更新します。 保険期間中に脱退などで被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。 ただし、掛金の払込が条件となります。																											
掛 金		毎月の給与より控除します。（初回は1月分より） ※病気やケガの給付を受けた年度の掛金の払込については、原則「グループ保険（愛教組連合独自共済部分）」に準じます。		1月・7月の給与より控除します。（初回は1月分より） ※病気やケガの給付を受けた年度（1月～ 12月）は原則継続となり、掛金の払込が必要となります。																									
継 続 加 入 の 取 り 扱 い		加入の次年度からは、明治安田損害保険（株）またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。 ただし、掛金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。																											
保 険 金 の お 支 払		<table><tr><th>補償項目</th><th>保険金をお支払いする場合</th><th>お支払いする保険金</th><th>保険金をお支払いできない主な場合</th></tr><tr><td>全項目共通</td><td></td><td></td><td>●戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合（注） など</td></tr><tr><td>傷害共通</td><td>急激かつ偶然な外来の事故によるもの</td><td></td><td>●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの ●山岳登山はん（ビックルなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故 ●妊娠、出産、早産、流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 など</td></tr><tr><td>入院</td><td>傷害により、入院した場合</td><td>入院保険金日額×入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院保険金の支払事由に該当した場合で、事故の発生の日からその日を含めて365日限度</td><td></td></tr><tr><td>手術</td><td>事故の発生の日からその日を含めて365日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 ※ただし1事故につき手術1回が限度</td><td>入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率（入院外の手術5倍・入院中の手術10倍）を乗じた額</td><td></td></tr><tr><td>通院</td><td>傷害により、通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けた場合</td><td>通院保険金日額×通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度</td><td></td></tr></table>				補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	全項目共通			●戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合（注） など	傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの		●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの ●山岳登山はん（ビックルなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故 ●妊娠、出産、早産、流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 など	入院	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院保険金の支払事由に該当した場合で、事故の発生の日からその日を含めて365日限度		手術	事故の発生の日からその日を含めて365日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 ※ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率（入院外の手術5倍・入院中の手術10倍）を乗じた額		通院	傷害により、通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度	
		補償項目	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合																								
		全項目共通			●戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故 ●告知義務違反によりご契約が解除された場合（注） など																								
		傷害共通	急激かつ偶然な外来の事故によるもの		●保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故 ●頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの ●山岳登山はん（ビックルなどの登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故 ●自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行なっている間の事故 ●妊娠、出産、早産、流産による傷害 ●脳疾患・疾病・心神喪失による傷害 ●法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害 ●自殺行為・闘争行為による傷害 など																								
		入院	傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内に入院保険金の支払事由に該当した場合で、事故の発生の日からその日を含めて365日限度																									
		手術	事故の発生の日からその日を含めて365日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 ※ただし1事故につき手術1回が限度	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率（入院外の手術5倍・入院中の手術10倍）を乗じた額																									
通院	傷害により、通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数 ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度																											
(注) 告知義務違反によりご契約が解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります。 ●「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状、熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒を含みます。 ●保険金のお支払は、保険期間中（2026年1月1日～2026年12月31日）に生じた事故による傷害を原因とする場合に限ります。 ●入院保険金および通院保険金の支払いを受けられる期間中にさらに保険金の支払いを受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。 ●対象となる治療は(医師法上の)医師が必要であると認め、医師が行なう治療です(当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます)。 ●医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。 ●被保険者が通院しない場合であっても、次のいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等（注1）を常時装着したときには、その装着日数を通院した日数に含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること（注2）、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次のいずれかに該当する部位をギプス等（注1）装着により固定していることが確認できる場合に限ります。																													
・入院給付金は、加入者がグループ保険加入日（2026年1月1日）以後に発病した入院を1日以上継続した場合、1入院につき365日を限度として給付する。ただし、精神疾患の場合は180日を限度として給付する。 ・手術給付金は、加入者がグループ保険加入日（2026年1月1日）以後に発病した入院を伴う手術を受けられた場合、1入院につき1回を限度として給付する。（保険期間内の支払回数には制限はない。） ・ただし、次の場合は対象外とする。 （1）加入者の性同一性障害、アルコール依存または薬物依存を原因とする入院及び手術 （2）臓器移植提供者による入院及び手術 （3）加入者の故意または重大な過失による入院及び手術 （4）正常分娩による入院、健康保険適用外入院及び吸引分娩、カンシ分娩の手術給付 （5）責任開始期（加入日）前に判明している妊娠に伴う異常分娩による入院及び手術 ※2回目以降の帝王切開に伴う入院及び手術給付金の増額部分 （6）不慮の事故による入院及び手術 （7）近視矯正手術給付 （8）歯科に関わる手術給付（抜歯） （9）検査の為の手術給付 （10）ドレナージ術による手術給付 （11）痔の手術は根治術以外の手術 （12）レスパイト入院 （13）精神疾患による手術																													
※「1入院」とは、主たる疾病名が同一である入院をいいます。 ※「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅などでの治療が困難なため、下記に定める病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいう。 ※「手術」とは、医師による治療を目的とし、かつ下記に定める病院または診療所において施される手術を指し、医師による診断書などに手術を施された事実が明記されているものをいう。 ・「病院または診療所」とは、次の（1）（2）のいずれかに該当したものとする。 （1）医師法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所 （2）（1）の場合と同等と愛教組連合が認めた日本国外にある医療施設																													
※ご請求に際し、入院日より3年以内にご請求ください。3年経過した後の給付金のお支払はできません。 ※愛教組連合独自共済部分であるため一般の生命保険会社の支払い基準とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。																													

	グループ保険(損害保険部分)	グループ保険(愛教組連合独自共済部分)
保 険 金 の お 支 払 (つづき)	①長管骨（注3）または脊柱 ②長管骨（注3）に接続する3大関節部分（注4） ③肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合に限りです。 ④顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限りです。 （注1）ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限りです。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合に限りです。）およびハローベストをいいます。 （注2）診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りです。 （注3）上肢の上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。 （注4）上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。 ●既往の疾病や障害などの影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。 ●手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。 ●保険金受取人は被保険者本人となります。 <重大事由による解除について> 保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行なった場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。 ※事故が発生したときは、事故の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険（株）へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。 <代理請求制度について> ご加入者（被保険者）に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、ご加入者の代理人がいないときは、次の方のいずれかが、ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。 ①ご加入者と同居または生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限ります。） ②上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族 ③上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者（法律上の配偶者に限ります。）または上記②以外の3親等内の親族 ※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。	※手術給付をご請求される方は、5日未満の入院でも「入院証明書」をお取りいただけます。
	配 当 金 ・ 解 約 返 れ い 金	この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しするしくみになっています。 ※中途脱退の場合、配当金はありません。（退職にともなう脱退も含みます。）ただし退職者制度に加入される場合は、1～6月分の配当金をお返しします。
	税 法 上 の 取 り 扱 い	グループ保険の病气入院給付部分・病气手術給付部分は、愛教組連合独自共済のため、生命保険料控除の対象にはなりません。
	申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
	◆ご請求は職場で簡単に手続き可能！	

保険金・給付金の支払対象事項（死亡・入院・通院・手術）が生じた場合、各分会担当者（分会長）より「グループ保険申請連絡票」を取り記入いただき、記入済「グループ保険申請連絡票」をFAXにて学生協宛に送信してください。または、学生協HPからダウンロードしていただき、記入済「グループ保険申請連絡票」をFAXにて学生協宛に送信してください。（学生協FAX）052-261-7103

- 不慮の事故による入院・通院の場合には、
「グループ保険申請連絡票」+「事故連絡票」の両方
●不慮時の事故以外による入院・通院の場合には、
「グループ保険申請連絡票」のみ
- 手配・記入・FAX願います。

三大疾病特約制度および就業不能サポート制度請求時は、組合員本人もしくは指定代理請求者から学生協にご連絡願います。
（学生協TEL）052-261-7032

就業不能サポート制度										
保 険 期 間	1年間（2026年1月1日～2026年12月31日）で以後毎年更新します。									
掛 金	毎月の給与より控除します。（初回は1月分より）									
継 続 加 入 の 取 り 扱 い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ基準給付金月額以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、基準給付金月額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。									
配 当 金	この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しするしくみになっています。									
税 法 上 の 取 り 扱 い	●掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●就業不能給付金・特定精神障害給付金は非課税です。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。									
申 込 方 法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。									
給 付 内 容	<table><tr><th>給付種類</th><th>給付事由</th><th>給付内容</th></tr><tr><td>就業不能給付金</td><td>加入日（＊）以後に発生した傷害または発病した疾病による就業不能状態が、保険期間満了時までに40日を超えて継続したとき</td><td>基準給付金月額をお支払いします (毎月の支払基準日（注1）まで継続するごとに1回、最大18回、通算36回)</td></tr><tr><td>特定精神障害給付金</td><td>加入日（＊）以後に発生した所定の精神障害（注2）による就業不能状態が、保険期間満了時までに40日を超えて継続したとき</td><td>基準給付金月額をお支払いします (毎月の支払基準日（注1）まで継続するごとに1回、最大18回)</td></tr></table>	給付種類	給付事由	給付内容	就業不能給付金	加入日（＊）以後に発生した傷害または発病した疾病による就業不能状態が、保険期間満了時までに40日を超えて継続したとき	基準給付金月額をお支払いします (毎月の支払基準日（注1）まで継続するごとに1回、最大18回、通算36回)	特定精神障害給付金	加入日（＊）以後に発生した所定の精神障害（注2）による就業不能状態が、保険期間満了時までに40日を超えて継続したとき	基準給付金月額をお支払いします (毎月の支払基準日（注1）まで継続するごとに1回、最大18回)
	給付種類	給付事由	給付内容							
	就業不能給付金	加入日（＊）以後に発生した傷害または発病した疾病による就業不能状態が、保険期間満了時までに40日を超えて継続したとき	基準給付金月額をお支払いします (毎月の支払基準日（注1）まで継続するごとに1回、最大18回、通算36回)							
特定精神障害給付金	加入日（＊）以後に発生した所定の精神障害（注2）による就業不能状態が、保険期間満了時までに40日を超えて継続したとき	基準給付金月額をお支払いします (毎月の支払基準日（注1）まで継続するごとに1回、最大18回)								
（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 （注1）第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。（特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。） （注2）お支払いの対象となる精神障害、対象とならない精神障害については、パンフレット22～23ページの「給付金のお支払いについて」を参照してください。										
お支払いできない場合について（解除・免責等）	次のような場合には、給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。） ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなることがあります。） ●契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●次のいずれかによりお支払事由に該当したとき 1. 就業不能給付金について ①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害（＊1） ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存（＊2） ⑨その被保険者の妊娠、出産（＊3） ⑩頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。） ⑪地震、噴火または津波（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） ⑫戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 2. 特定精神障害給付金について ①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） ⑤戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）									

就業不能サポート制度

お支払いできない場合について（解除・免責等）（つづき）

（＊1）精神障害

「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます（注1）。

分 類 項 目	分 類 番 号
症状性を含む器質性精神障害	F00－F09(ただし、F00、F01、F02およびF03を除く)
精神作用物質使用による精神及び行動の障害(注2)	F10－F19
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20－F29
気分[感情]障害	F30－F39
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40－F48
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50－F59(F54を除く)
成人の人格及び行動の障害	F60－F69
知的障害<精神遅滞>	F70－F79
心理的発達の障害	F80－F89
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90－F98
詳細不明の精神障害	F99

（注1）分類番号F00（アルツハイマー病の認知症）、F01（血管性認知症）、F02（他に分類されるその他の疾患（パーキンソン病等）の認知症）、F03（詳細不明の認知症）およびF54（他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因）に規定される内容は、免責事由に該当しません。

（注2）薬物依存に該当するものを除きます。

（＊2）薬物依存

「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

（＊3）妊娠、出産

「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち分類番号O00からO99までに規定される内容によるものとします。

給付金に関するご 注 意

給付金のお支払いについて

<就業不能給付金について>

●就業不能給付金をお支払いする場合

「第1回の就業不能給付金」をお支払いする場合

被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間を超えて継続したとき

「第2回以降の就業不能給付金」をお支払いする場合

被保険者の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき

●「就業不能状態」とは

「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院（＊1）もしくは診療所（＊1）への治療を目的とした入院（＊2）（＊3）または医師の指示による自宅療養（＊4）をしており、かつ保険契約者と引受保険会社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。

●「所定の就業不能状態」とは

「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。

（ア）その被保険者についての加入日（＊）以後の就業不能状態であること

（イ）その被保険者についての加入日（＊）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること

（ウ）その被保険者についての保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること

●「不支給期間」とは

「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。

●「支払基準日」とは

（ア）第1回支払基準日

第1回の就業不能給付金の支払事由に該当した日（第1回の就業不能給付金が支払われる場合に限ります。）

（イ）第2回以降の支払基準日

第1回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。）

（＊1）病院、診療所

「病院」および「診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

（1）医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。）

（2）上記（1）の場合と同等の日本国外にある医療施設

（＊2）入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

<

	就業不能サポート制度
給付金に関する ご 注 意 (つ づ き)	態をあわせて一つの継続した所定の就業不能状態とみなします。なお、この場合、先発就業不能状態の終了日の翌日以降の支払基準日は、先発就業不能状態の第2回以降の支払基準日のうち後発就業不能状態に該当した日以降に到来する支払基準日とします（先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて後発就業不能状態に該当した日の前日までの期間については、就業不能給付金は支払いません。）。
	(ア) 先発就業不能状態および後発就業不能状態のそれぞれに該当する直接の原因となった傷害または疾病が、同一かまたは医学上重要な関係があると引受保険会社が認めたとき
	(イ) 先発就業不能状態の終了日の翌日からその日を含めて180日以内、かつ、この保険契約の保険期間満了時まで、後発就業不能状態に該当したとき
	(ウ) 後発就業不能状態に該当した日からその日を含めて10日以上所定の就業不能状態が継続したとき
	なお、特定精神障害給付金については、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」、先発就業不能状態を「先発特定就業不能状態」、後発就業不能状態を「後発特定就業不能状態」、支払基準日を「特定支払基準日」、直接の原因となった傷害または疾病を「直接の原因となった特定精神障害」と読み替えます。
指定代理請求者 に つ い て	●就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合 就業不能給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、就業不能給付金は重複して支払いません。
	●特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合 特定精神障害給付金の支払事由が複数の原因の併発により生じている場合であっても、その併発している期間について、特定精神障害給付金は重複して支払いません。
	●就業不能給付金と特定精神障害給付金の支払事由が同月内に生じている場合 被保険者に、就業不能給付金の支払事由が生じた場合でも、その支払基準日の属する月と同月内に特定精神障害給付金の支払事由が生じているとき（特定精神障害給付金が支払われる場合に限り）には、就業不能給付金を支払いません。
	就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず就業不能給付金が支払われない場合、その支払事由の発生は、就業不能給付金の支払われる回数に算入しません。
	●所定の就業不能状態に該当後、保険契約から脱退となった場合 保険契約者と引受保険会社の協議に基づき、被保険者が所定の就業不能状態に該当後、その状態が継続している間に次の(ア)から(ウ)の事由のうちいずれかが発生した場合、それらの事由の発生以後に継続している所定の就業不能状態は、この保険契約（または特約）が有効中の所定の就業不能状態とみなす場合があります。
給付金に関する ご 注 意 (つ づ き)	(ア) この保険契約（または特約）の保険期間が満了し、保険契約（または特約）が更新されないとき
	(イ) この保険契約（または特約）が解約されたとき
	(ウ) その被保険者が加入資格を欠き、この保険契約から脱退したとき
	なお、特定精神障害給付金については、所定の就業不能状態を「特定就業不能状態」と読み替えます。
	(※) 保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。
指定代理請求者 に つ い て	給付金受取人が被保険者の場合で、被保険者が給付金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって給付金を請求することができます。
	(注)「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。
	指定代理請求者は、給付金のご請求時において、次の1～5のうちのいずれかの方となります。
	1. 被保険者の戸籍上の配偶者 2. 被保険者の直系血族 3. 被保険者の兄弟姉妹 4. 被保険者の3親等内の親族 5. 次のいずれかの方。ただし、その事実が確認でき、かつ、給付金受取人のために給付金を請求する適切な関係があると引受保険会社が認めた方に限ります。
	ア. 上記1～4以外の方（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方など）で、被保険者と同居している方 イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている方（法人を除く） お支払いした給付金は、指定代理請求者にではなく、被保険者本人に帰属します。
給付金に関する ご 注 意 (つ づ き)	給付金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
	ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。
	指定代理請求者に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその給付金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。
	＊給付金のご請求時に指定代理請求者が未成年者・成年被後見人・破産者で復権を得ない者の場合は指定代理請求者からのご請求はできません。また、指定代理請求者の親権者・後見人からの代理請求もできません。
	＊給付金の支払い事由を故意に生じさせた者、または故意に被保険者が給付金をご請求できない特別な事情を招いた者は指定代理請求者としての取扱いを受けることはできません。
給付金に関する ご 注 意 (つ づ き)	指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。
	引受保険会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。
	給付金のお支払いに関する約款規定については団体または引受保険会社までお問い合わせください。

三大疾病特約制度／三大疾病特約制度オプション			
保 険 期 間	<三大疾病特約制度> 2026年1月1日からご加入者（被保険者）が保険年齢75歳になられた直後の契約応当日の前日まで（ただし、年齢は保険年齢です。） <三大疾病特約制度オプション> 1年間（2026年1月1日～2026年12月31日）で以後毎年更新します。		
掛 金	毎月の給与より控除します。（初回は1月分より）		
保険金のお支払い	死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になられたときにお支払いします。 引受会社の職員または引受会社で委託した確認担当者が、保険金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。		
解 約 返 戻 金	<三大疾病特約制度> この制度は保険期間中に脱退（解約）された場合、ご加入年齢、加入期間等によっては解約返戻金をお支払いする場合があります。		
高 度 障 害	高度障害状態とは身体障害の程度が加入日以後に発生した傷害または疾病によりつぎの1項目に該当する場合をいいます。 <table border="1"> <tr> <td>高度障害状態とは</td> <td> 1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき </td> </tr> </table> ※「常に介護を要するとき」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。	高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき
高度障害状態とは	1. 両眼の視力を全く永久に失ったとき 2. 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったとき 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するとき 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったとき 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったとき		
お支払いできない場合について（解除・免責等）	次のような場合には、保険金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります。） ●告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●契約者、被保険者または受取人が保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取り消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取り消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。） ●契約者もしくは被保険者に保険金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき 1. 死亡保険金について ①加入日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺によるとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります。） ②契約者の故意によるとき ③死亡保険金受取人の故意によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 2. 高度障害保険金について ①被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき ②契約者の故意または重大な過失によるとき ③被保険者の故意または重大な過失によるとき ④戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。）		
リビング・ニース特約	<三大疾病特約制度> 【保険金のお支払事由について】 ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金の請求はできません。 ●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 ●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。 （1）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合 （2）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合 【ご請求について】 ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニース特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 ●「死亡保険金額」は、リビング・ニース特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）」の死亡保険金額です。 ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者をご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。 ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。 【お支払金額について】 ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する掛金の現価を差し引いた金額をお支払いします。 【リビング・ニース特約による保険金をお支払いできない場合について】 ●つぎのいずれかにより、リビング・ニース特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。 （1）被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき （2）ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき （3）戦争その他の変乱によるとき ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。 <三大疾病特約制度オプション> 【保険金のお支払事由について】 ●ご請求の際に被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき。ただし、保険期間（更新される場合は更新後の保険期間を含みます。）満了前1年間は、リビング・ニース特約による保険金の請求はできません。※保険期間が1年のご契約の場合は満了前1年間であってもご請求できます。		

三大疾病特約制度／三大疾病特約制度オプション	
リビング・ニーズ特約（つづき）	●死亡保険金の全部をお支払いした場合には、ご契約は請求日に消滅します。 ●余命6か月以内とは、ご請求の際に、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。余命の判断は、医師の診断に基づき、ご請求時における被保険者の状態について行います。なお、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。 （１）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、ご請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合 （２）被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、ご請求の前に被保険者が死亡された場合 【ご請求について】 ●ご請求額はこの特約が付加されているご契約の死亡保険金額の範囲内、かつ被保険者お1人について通算して3,000万円以内です。複数のご契約にリビング・ニーズ特約を付加されている場合、同一被保険者についてご請求いただいた指定保険金額が通算して3,000万円をこえたときは、そのこえる部分については、特約による保険金のお支払いはできません。 ●「死亡保険金額」は、リビング・ニーズ特約による保険金のご請求日における「無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）」の死亡保険金額です。 ●この特約による保険金をご請求いただけるのは被保険者です。ただし、被保険者がご請求いただけない特別な事情があるときは、被保険者があらかじめ指定した「指定代理請求者」が被保険者の代理人としてこの特約による保険金をご請求いただけます。 ●ご請求に際しては、担当医師の診断書等が必要となります。また、事実の確認のため、当社指定の医師による診断を求める場合や担当医師に確認を求める場合があります。 【お支払金額について】 ●被保険者からご請求いただいた指定保険金額から、6か月間の指定保険金額に対する利息と6か月分の指定保険金額に対する掛金の現価を差し引いた金額をお支払いします。（ただし、ご請求日から6か月以内にこの保険の更新日がある場合は、更新後の期間相当分について、請求時の保険料率に基づいて計算した、更新時の年齢の掛金の現価を差し引きます。） 【リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いできない場合について】 ●つぎのいずれかにより、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払事由が生じた場合、この特約による保険金のお支払いはできません。 （１）被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき （２）ご契約者・被保険者または指定代理請求者の故意によるとき （３）戦争その他の変乱によるとき ●この特約の付加されているご契約が、告知義務違反によって解除となった場合は、この特約による保険金はお支払いできません。また、すでにこの特約による保険金を支払っていたときは、この特約による保険金の返還を請求します。
指定代理請求者	＜三大疾病特約制度＞ 特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約、7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約による保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が保険金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。 ＜三大疾病特約制度オプション＞ 特定疾病保険金、リビング・ニーズ特約による保険金の受取人が被保険者の場合で、被保険者が受取人となる保険金について、被保険者本人が保険金を請求できない特別な事情（注）があるときは、被保険者があらかじめ指定した次の方（指定代理請求者）が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、被保険者に代わって保険金を請求することができます。 ＜三大疾病特約制度・三大疾病特約制度オプション共通＞ （注）「特別な事情」とは、たとえば、被保険者本人が、事故や病気などで寝たきりの状態になり、保険金のご請求を行なう意思表示が困難な場合を指します。 指定代理請求者は、保険金のご請求時において、次のいずれかの方となります。 ○請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者、もしくは3親等内の親族 お支払いした保険金は、指定代理請求者ではなく、被保険者本人に帰属します。 保険金を指定代理請求者にお支払いした場合には、その後重複して保険金をご請求いただいてもお支払いできません。 ご契約内容について指定代理請求者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、指定代理請求者の権限の範囲で、回答することがあります。 指定代理請求者に保険金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、引受保険会社はその保険金のお支払い状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。 指定代理請求者となられる方へ、あらかじめ「ご契約の内容」および「そのご契約の指定代理請求者であること」を必ずお知らせください。
税法上の取り扱い	●掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●本人が受取る配偶者の死亡保険金は、一時所得として課税されます。 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 ※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。 ●高度障害保険金は非課税です。 ●特定疾病保険金、7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金は非課税です。 ●解約返戻金は一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。 一時所得の課税対象額＝（解約時受取金－総払込保険料－50万円）×1/2 ※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。 税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。
申 込 方 法	＜三大疾病特約制度オプション＞ 所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。昨年度と同じ保険金額で継続する場合は、自動継続しますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合は、昨年度と同じ保険金額で継続となります。 ＜三大疾病特約制度＞ 所定の申込書に必要事項を記入、押印のうえ、ご提出ください。

	三大疾病特約制度／三大疾病特約制度オプション
年金の取り扱いについて	1. 年金の種類と型 ●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただきます。（定額型確定年金です） 2. 配当金 ●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。 3. 年金受取人 ●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。 4. 年金のお支払い ●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。 5. 年金払の対象となる保険金 ●無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。 ●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項（保険金の支払方法の選択）に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たにご契約いただく「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。
自動更新の取扱い	<三大疾病特約制度オプション> 保険期間の満了の日の2か月前までに更新されない旨のお申し出のない限り、ご契約は被保険者の健康状態にかかわらず自動的に更新されます。ただし、保険期間満了の日の翌日における保険年齢が70歳を超えるときは、自動更新のお取扱いをしません。 ※更新後のご契約の保険期間は1年です。 ※更新後の掛金は、更新時の年齢および保険料率により計算します。

＜グループ保険（生命保険部分）、遺族年金特約制度、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション、就業不能サポート制度 共通＞

保険会社からのお願い・ご注意

- ＜保険金・給付金のご請求について＞
- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにご所属の団体（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから３年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。
- ＜改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について＞
- ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

- ＜三大疾病特約制度＞
- ※三大疾病特約制度についての退職者制度への移行加入は、年度末退職の方に限ります。詳しくはP31～P32をご確認ください。
- 掛金のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。ただし、保険期間中に退職等される際は、（新）年払の口座振替扱に変更、または退職時等に掛金の一括払込みをしていただければ、残りの保険期間についてはご継続いただけます。なお、その後は掛金の割引制度の適用がなくなりますので、掛金が高くなる場合があります。
- ＊この保険には満期保険金はありません。 ＊この保険には自動振替貸付制度はありません。 ＊現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

- ＜三大疾病特約制度オプション＞
- ※三大疾病特約制度オプションについての退職者制度への移行加入は、年度末退職の方に限ります。詳しくはP31～P32をご確認ください。
- 掛金のお払込方法が一般被保険者と異なる場合には、この保険のお取扱いをいたしかねますのでご了承願います。
- ＊この保険には満期保険金はありません。 ＊この保険には自動振替貸付制度はありません。 ＊現金貸付・払済保険・延長保険のお取扱いはいたしません。

＜三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション＞

ご契約の詳細は、「ご契約のしおり 約款」に記載されています。
「ご契約のしおり 約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。明治安田までお問い合わせください。
【「ご契約のしおり 約款」記載事項の例】

- お申込の撤回（クーリング・オフ）について
- 解約と返戻金について
- 健康状態等の告知義務について
- 契約内容の変更等について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 「生命保険契約者保護機構」について

【お取扱できない事項の例】

- 保険期間中の保障額の増額・減額はできません
- 保険期間の変更はできません
- 掛金の払込方法の変更はできません

約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

生命保険部分【グループ保険（生命保険部分）、遺族年金特約制度、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション、就業不能サポート制度】

個人情報に関する取扱いについて

＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社を上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。
－死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください－
指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

- ＜グループ保険（生命保険部分）、遺族年金特約制度＞
- ※グループ保険は生命保険会社と締結した年金払特約付こども特約付団体定期保険契約、年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険契約、遺族年金特約制度は生命保険会社と締結した年金払特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

- ＜就業不能サポート制度＞ この制度は生命保険会社と締結した特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険契約に基づき運営します。

- ＜グループ保険（生命保険部分）、遺族年金特約制度、就業不能サポート制度＞
- 相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

- ＜三大疾病特約制度＞
- ※この制度は生命保険会社と締結した7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

- ＜三大疾病特約制度オプション＞
- ※この制度は生命保険会社と締結したリビング・ニーズ特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）契約に基づき運営します。

- ＜三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション＞
- 当社は相互会社であり、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっています。相互会社においては、剰余金の分配のある保険契約のご契約者は社員となりますが、この保険契約は剰余金の分配のない契約ですので、この保険のご契約者は社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

引受会社の担当者（生命保険募集人）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいて、保険契約はお客さまからの保険契約のお申込みに対して引受会社が承諾したときに有効に成立します。

＜グループ保険（生命保険部分）、遺族年金特約制度、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプション、就業不能サポート制度 共通＞

【引 受 会 社】 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部 法人営業第一部

〒460-0003 名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6F TEL 052-951-9100・9115

MY-A-25-団-006235

MY-A-25-団-006236

MY-A-25-団-006239

MY-A-25-DI-006240

MY-A-25-特疾-006237

MY-A-25-特疾-006238

MY-A-25-特疾-006241

損保部分【グループ保険（損害保険部分）】

「保険会社破綻時等の取扱いについて」

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は原則として80%まで補償されます。

＜契約者と引受損害保険会社からのお知らせ＞

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報＜氏名、性別、生年月日、健康状態等＞（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社（※）を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用（注）し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。要配慮個人情報等のセンシティブ情報については、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。
なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受損害保険会社に提供されます。
（※）関連する会社とは、明治安田生命保険相互会社および明治安田生命保険相互会社の子会社・関連会社をいいます。明治安田生命保険相互会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）の「子会社・関連会社等一覧」をご覧ください。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご参照ください。

※この制度は損害保険会社と締結した普通傷害保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

【引受損害保険会社】

【取 扱 代 理 店】

明治安田損害保険株式会社

有限会社愛知ライフサービス

明治安田生命保険相互会社

TEL 052-746-9431

TEL 052-951-9100・9115

MYG-A-25-傷-343

退職者制度 について

現職中	退職	退職者制 度	69歳	70歳	71歳	74歳	75歳	76歳	継続最高 (可能)年齢	満了時 保険年齢	
グループ保険 【保障範囲】 死亡・高度障害・ケガ・病気		普通傷害保険 【補償範囲】 ケガ・賠償責任(保険期間 10年間) 不慮の事故に遭われ通院や入院などをされた場合、保険金※配偶者のみの普通傷害保険の加入はできません。							—	—	保障(補償)内容、保険料等の詳細は退職者制度のパンフレットでご確認ください。
遺族年金特約制度 【保障範囲】 死亡・高度障害 継続最高年齢 75歳 (75歳まで更新可能)※1 (76歳満了)		遺族年金特約制度 退職後75歳まで継続可能です。							75歳	76歳	「三大疾病特約制度(70歳・75歳コース)」「三大疾病特約制度オプション」「退職後継続病気入院制度」には配当金はありません。
三大疾病特約制度【75歳コース】 継続最高年齢 74歳(75歳満了)※2 【保障範囲】 特定疾病・死亡・高度障害 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。		三大疾病特約制度【75歳コース】 【保障範囲】 【特定疾病等】所定の悪性新生物(がん)とき、急性心筋梗塞・脳卒中で、所定の。特約を付加することにより7大疾病 7大疾病保障特約 【保障範囲】 【7大疾病】所定の悪性新生物(がん)の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬 がん・上皮内新生物保障特約 【保障範囲】 【悪性新生物(がん)・上皮内新生物】 退職後継続病気入院制度 【保障範囲】 【入院給付金】・病気が原因で入院された場合、入・1日目より、日額5,000円をお支【手術見舞金】・病気が原因で入院し、かつ手術を・1入院につき1回20,000円をお (※3)「急性心筋梗塞」「脳卒中」の場合、「所定の状態」※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」※「7大疾病保障特約」・「がん・上皮内新生物保障特約」は、							74歳	75歳	※1 遺族年金特約制度、三大疾病特約オプションの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。 ※2 三大疾病特約75歳コース、三大疾病特約70歳コースの保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が保険期間中に満期年齢(保険年齢)をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢(保険年齢)に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
三大疾病特約制度【オプション】 継続最高年齢 70歳(70歳まで更新可能)※1 (71歳満了) 【保障範囲】 特定疾病・死亡・高度障害 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。		三大疾病特約制度オプション 【保障範囲】 【特定疾病等】所定の悪性新生物(がを発病して所定の状態になられたとき、きのほか、死亡・所定の高度障害時に							70歳	71歳	70歳・75歳コースとともに、現職中にご加入されている方は、ご退職後も両方加入することができます。 70歳までは支払事由に該当した場合三大疾病特約制度、退職後継続病気入院制度とも両コースからお支払いします。 「三大疾病特約制度」と「退職後継続病気入院制度」ではお支払の対象となる支払事由が異なります。
三大疾病特約制度【70歳コース】 継続最高年齢 69歳(70歳満了)※2 【保障範囲】 特定疾病・死亡・高度障害 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金は重複して支払われません。		三大疾病特約制度【70歳コース】 【保障範囲】 【特定疾病等】所定の悪性新生物(が中を発病して所定の状態になられたとられたときのほか、死亡・所定の高度 退職後継続病気入院制度【70歳 【保障範囲】 【入院給付金】・病気が原因で入院された場合、入・1日目より、日額5,000円をお支【手術見舞金】・病気が原因で入院し、かつ手術を・1入院につき1回20,000円をお							69歳	70歳	
就業不能サポート制度 【保障範囲】 就業不能											
		退職後のお取扱いは	ありません。								

- 2026年1月中旬……………グループ保険加入者に対して案内送付。
(パンフレット等)
- 2月上旬～末日………希望者に対して、制度の説明を実施予定。

- ①退職者制度に加入するためには、今回、更新手続き(または新規加入手続き)が必要となります。
- ②『退職後継続病気入院制度』に加入するためには、『三大疾病特約制度』の加入が必要となります。
- ③『就業不能サポート制度』は退職年度末をもって保障終了となります。(中途脱退のため、配当金はありません)
- ➡ 3月末でご退職予定の方は、この機会に「遺族年金特約制度」「三大疾病特約制度」にご加入を検討ください。(本制度の加入は、グループ保険の加入が必要です)

※ 詳細は退職時に配布される「退職者制度」専用のパンフレットをご参照ください。

【お問合せ先】 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部 法人営業第一部
〒460-0003 名古屋市中区錦3-5-27 錦中央ビル6F
(TEL) 052-951-9100・9115 平日9:00~17:00(土・日・祝および年末年始を除きます)

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ保険(生命保険部分)(年金払特約付こども特約付団体定期保険)(年金払特約付新・団体定期保険)
遺族年金特約制度(年金払特約付半年払保険料併用特約付新・団体定期保険)
三大疾病特約制度(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))
三大疾病特約制度オプション(リビング・ニース特約付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型))
就業不能サポート制度(特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み(新規加入・増額)ください。

契約概要【ご契約内容】

1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

2 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
グループ保険 (生命保険部分)	P1	P17	P3	P17
遺族年金 特約制度	P2		P5	
就業不能 サポート制度		P21	P9	P21
三大疾病 特約制度		P25	P11	P13、25
三大疾病 特約制度 オプション			P15	P15、25

3 配当金

グループ保険(生命保険部分)、遺族年金特約制度、就業不能サポート制度は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。
三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプションは、配当金はありません。

4 脱退による返戻金

グループ保険(生命保険部分)、遺族年金特約制度、就業不能サポート制度、三大疾病特約制度オプションは、脱退(解約)による返戻金はありません。
三大疾病特約制度は、保険期間中に脱退(解約)された場合、加入年齢、加入期間などによっては解約返戻金が支払われる場合があります。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社
本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

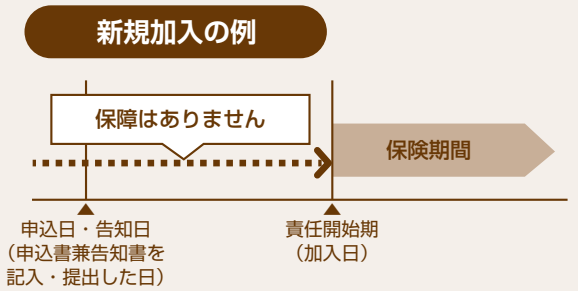
この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期(加入日*)前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

2 告知に関する重要事項

- 現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。
- 正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

3 責任開始期(加入日*)

- ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期(加入日*)といいます。次の図のとおり、責任開始期(加入日*)は申込日・告知日(申込書兼告知書を記入・提出した日)とは異なります。

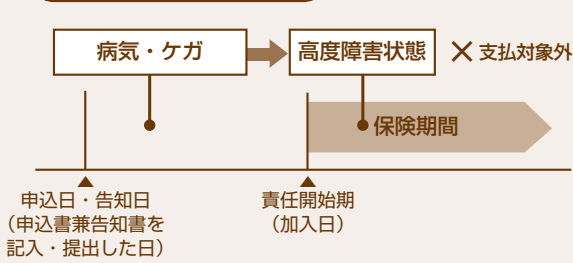


- ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

4 保険金等をお支払いできない主な場合

- 責任開始期(加入日*)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

高度障害保険金の例



- 責任開始期(加入日*)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。
- 三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプションについて、責任開始期(加入日*)前に「悪性新生物(がん)」と診断確定されていた場合や責任開始期(加入日*)からその日を含めて90日以内に「乳房の悪性新生物(がん)」と診断確定された場合、特定疾病保険金等をお支払いできません。
- 上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
グループ保険(生命保険部分) **P17**、
遺族年金特約制度 **P17**、
就業不能サポート制度 **P21**、
三大疾病特約制度 **P13、25**、
三大疾病特約制度オプション **P15、25**

5 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。))に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。(ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>)

6 ご照会・ご相談窓口

加入手続き等に関するご照会先
本パンフレット記載の団体窓口 明治安田生命保険相互会社 中部公法人部法人営業第一部 ご照会窓口 052-951-9100・9115 受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末年始は除く)9:00~17:00

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

- この制度に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

- 保険金・給付金などのご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 就業不能サポート制度、三大疾病特約制度、三大疾病特約制度オプションについては、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人が請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求者が請求することができますので、指定代理請求者に対しては、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

グループ保険(損害保険部分)(入院保険金、手術保険金および通院保険金のための支払特約付天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付入院保険金および手術保険金支払日数延長特約(365日用)付普通傷害保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

制度名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
グループ保険 (損害保険部分)	P1	P19	P3～4	P19～20

※保険料は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

⑤ 引受損害保険会社

明治安田損害保険株式会社
本社：東京都千代田区神田司町2-11-1
電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

② 告知義務・通知義務等

(1)お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)

職業・職務について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違っている場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります(解除された場合は、既にお払い込みいただいた保険料をお返しできないことがあります)。特に、職業・職務については十分ご注意ください。

(2)お申込後にご注意いただきたいこと

■職業または職務の変更について

お申込後、職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受損害保険会社にご通知ください。ご通知がない場合は、保険金を削減してお支払いすることやご契約のその被保険者に対する部分が解除されることがありますのでご注意ください。

なお、変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約を解除することがあります。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■被保険者による保険契約の解除請求について
グループ保険(損害保険部分)では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

③ 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生したケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

グループ保険(損害保険部分) **P19**

⑤ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

⑥ 事故が起こった場合等のご連絡先

事故が起こった場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。

⑦ ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口

制度内容等に関するご照会・ご相談は、
「パンフレット」記載の企業・団体窓口へ
お問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口

損害保険に関する苦情・相談等は、
下記にご連絡ください。
明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室
0120-255-400
[フリーダイヤル(無料)]
【受付時間】午前9時～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター

＜保険会社の対応に不満がある場合等は下記に連絡(指定紛争解決機関)＞

引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会

そんぽADRセンター

0570-022808【ナビダイヤル(有料)】
※ナビダイヤルでは各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんのでご注意ください。
【受付時間】午前9時15分～午後5時
(土、日、祝日および年末年始を除きます。)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

MEMO

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.